

「イラスト亀岡先人21」使用ガイドライン

亀岡市では、先人たちの偉業を伝え、広めることを目的に、本市在住の学生の作品「イラスト亀岡先人21」を公開しています。

つきましては、以下のとおりガイドラインを定めていますので、御理解の上、御活用ください。

1 使用目的

亀岡市ゆかりの先人を広報する際のシンボルとして活用し、認知度の向上とふるさとへの愛着の醸成を目指すものであること。

2 使用方法及び遵守事項

どなたでも自由に使用いただくことができます。ただし、企業や法人等の団体で使用される場合は使用申請書を亀岡市秘書広報課宛に提出してください。なお、個人使用の場合、申請は不要ですが本ガイドラインに基づき使用してください。使用料は無料です。

(1) 次に該当する場合は使用できませんので御注意ください。

(ア) 法令または公序良俗に反し、またはそのおそれのあるとき。

(イ) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれのあるとき。

(ウ) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのあるとき。

(エ) 青少年の健全育成の観点から適切でないとき。

(オ) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(カ) その他亀岡市が適切でない判断したとき。

3 使用条件

使用目的及び遵守事項に加え、次のデザイン上の注意事項を守ってください。

(1) イラストの独自性を損なわないよう、変形や回転等の加工は禁止。

(2) 原則として色の変更も禁止。ただし、単色刷りなどカラーでの表現が難しい場合はこの限りではない。

4 その他注意事項

(1) イラストの使用によって生じる問題等について亀岡市は一切関知いたしません。

(2) イラストを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

5 問い合わせ先

亀岡市市長公室秘書広報課

電話：0771-25-5003、電子メールアドレス：hisyo@city.kameoka.lg.jp